

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さま、おはようございます。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番 垣内君、7番 石橋君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（小林 弘君）日程第2 一般質問を行います。

順番15、11番 阪本君。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）おはようございます。一般質問3日目のトップです。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして一般質問を行います。今回は4項目です。

まず、1項目め、子育て支援について。

和歌山県は、紀州っ子いっぱいサポート事業で、2人以上の子どもを育てている家庭の負担を軽減するために保育料の助成を行っています。第2子保育料無償化を実施していないのは橋本市と岩出市だけです。実施することを求めるとともに、以下のことを質問します。

①対象者は何人ですか。

②どれだけの予算があれば実施できますか。

2項目めです。トイレットペーパーのように生理用品が当たり前にある社会に。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い雇用状況が悪化する中、世帯の収入が減少している家庭の児童生徒やアルバイトができずに生活が困窮する生徒、学生も増えています。

こうした経済状況の中、節約のために毎月の生活必需品である生理用品を購入することができずに、交換の回数を控えたりトイレットペーパーを代用するなどの実態が報告され、生理の貧困が社会問題となっています。

6月1日、政府の男女共同参画会議は女性活躍重点方針案に生理の貧困への支援を掲げ、学校、ハローワーク、福祉事務所等における生理用品の提供を明記しました。

①橋本市での取組はどうなっていますか。

②生活困窮者への生理用品の提供も必要ですが、本来、トイレにトイレットペーパーが設置されているように生理用品もトイレに設置されるべきものだと考えますが、どうお考えですか。

3項目め、選挙人名簿の閲覧について。

公職選挙法で選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならないと定めてあるにもかかわらず、橋本市選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱では、「1日の閲覧対象者数は100人以内とし、原則として閲覧者の人数は2人以内とする。また、閲覧の期間は1か月当たり3日間までとする」としています。これでは実質的に閲覧できないのと同じです。

公職選挙法の趣旨に反していると考えます。閲覧対象者数の制限の撤廃を求めます。

4項目めです。橋本市浄水場1系水処理設

備外更新・水道施設維持管理業務について。

橋本市浄水場1系水処理設備外更新・水道施設維持管理業務に係る公募型プロポーザルを実施し、橋本市浄水場等更新事業事業者選定委員会は月島機械株式会社大阪支社を優先交渉権者と決定しました。

4者の応募があった中で総合評価点が一番高かったのですが、どういう点が評価されたのですか。また、今後の日程はどうなっていますか。

以上です。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君の質問項目1、子育て支援に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）おはようございます。

子育て支援についてお答えします。

まず、一点目の、紀州っ子いっぱいサポート事業の対象者についてですが、和歌山県の規定による第2子のカウントで、保育料の無償化を実施していない対象園児数は、令和3年4月初日現在の数値となりますが、23名です。これは、世帯収入が約360万円未満相当世帯の第2子の園児数から、既に保育料がゼロ円の住民税非課税世帯の園児数を除いた数字となっています。

どれだけの予算があれば実施できるかについては、年間保育料を年度内の途中入園児を含めて約300万円と見込んでおり、そのうち市町村の負担分は2分の1となりますので、実質約150万円の市の負担が必要と考えています。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君、再質問ありますか。

11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）この質問をすることにしたのは、今どこでも、少子高齢化の中

で若い世代を増やすために、どこの自治体も努力していると思うんです。そういう中で、和歌山県でやっている事業で、なおかつ、県内でいえばほとんどの、先ほども言いましたように岩出市と橋本市以外ではやっているサービスで、だから、お隣に行けば受けられるサービスを、せめて和歌山県がやっている事業については橋本市もやってもらいたいというこの思いでこの質問をしました。

前に、2018年、平成30年3月議会でも質問したんですけれども、そのときの答弁は、「平成30年度は実施しません。平成31年度以降は他市の実施状況を見ながら、財源確保ができれば実施を検討していきたいと考えています」というご答弁でした。

今も言いましたけども、今現在で言えば、県内で実施していないのは岩出市と橋本市だけという状況です。

今ご答弁いただきましたように、市の負担は150万円ほどでできるということなんです。財政状況も以前よりはよくなっているということなので、実施する条件はそろっているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）当初、平成28年に段階的に無償化が行われた際、また、その後、令和元年10月の幼児教育保育の無償化が始まったことで市の財政負担が相当増えました。そういうことが実際その時点で予測されていたために、財政状況が厳しいこともあって、紀州っ子いっぱいサポート事業の第2子のゼロ歳児から2歳児の保育の無償化まで範囲を広げることは、その当時としてはいたしかねました。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）ですから、その当時はそういうことであつたと思うんですけれども、今はまた状況が変わってきていると思うので、

積極的に実施に向けた検討をしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）来年度の予算編成に向けて、今後また秋頃から財政部局とも協議していくことにはなるんですけども、財政面だけでなくほかの要件も考慮しまして、また、橋本市全体の施策も考慮した上で、今後検討していきたいと考えております。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）前向きに検討していただくことを要望いたします。

1番を終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、トイレットペーパーのように生理用品が当たり前にある社会に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）トイレットペーパーのように生理用品が当たり前にある社会についてお答えします。

長引くコロナ禍の影響により厳しい雇用環境が続く中で、非正規職員の大部分を占める女性に対しても、解雇や雇い止めによる失業等により、日々の生活にも暗い影を落としています。

まず、一点目の、橋本市での取組ですが、本市において、女性活躍重点方針案に示されている生理の貧困への支援に係る事業実績はありません。

また、個別対応として、生理用品の無償配布に関して、デリケートな部分はあるものの、福祉事務所を設置している保健福祉センター内においても、来庁者から生理用品の提供の要望や相談も確認されていません。

また、学校での状況ですが、生理用品は原則個人で準備することになっていますが、急に必要となった場合、持参していない児童生

徒が困らないように保健室に常備しています。

次に、二点目の、トイレットペーパーと同様に、生理用品もトイレに設置されるべきものとのことですが、5番議員にもご答弁させていただいたとおり、内閣府男女共同参画局の令和3年5月19日時点の調査結果で、生理用品の無償配布は255の自治体で、公共施設のほか学校のトイレや保健室等で実施されているところであり、今後も無償配布を進める自治体等が増加するものと推察されます。

議員おただしの、トイレットペーパーと同様に生理用品もトイレに設置されるべきものとのことですが、そうなることは社会全体としての理想であるとは思いますが、この件につきましては国において議論されるべき課題であると考えていますので、ご理解をお願いします。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君、再質問ありますか。

11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）実際、今のところ橋本市では何もされていないというご答弁だと思うんです。生理の貧困は先ほど答弁の中にもありましたし、今、コロナ禍の中でクローズアップされてきました。

でも、そもそも排尿・排便が自然な生理現象であるように、生理もごく普通の現象です。女性だけに起こるということと、また、血液が排出されるということで表に出にくくなっていたのではないかというふうに思います。

現在では生理用品の商業もテレビでどンドンしていますし、一般的なものになってきているのではないかと思うんですけども、それでもやっぱり生理用品のように困っていますという声を上げるのは、まだまだ恥ずかしい、我慢しようとする人は多いのではないかというふうに思います。

現在、相談する人がいないから困っている

人はないというふうにもうすぐ判断するというのはちょっとおかしいのではないかなというふうに思います。

あとジェンダー平等の立場から言いますと、プラン・インターナショナル・ジャパンが実施した日本のユース女性の生理をめぐる意識調査結果（2021）によりますと、生理用品にかかる1か月の費用はだいたい300円から700円、年間3,600円から8,400円ほどになります。これを数十年間ずっと払うことになって、これ以外にも、生理痛がひどい方など、痛み止めであるとかいろいろな薬代なんかを含まずに、もう生理用品だけでこれだけ払うことになる。

ごく普通の一般現象であるこの生理用品を女性だけが負担するのではなくて、やっぱり社会全体で負担すべきではないかということが、今、世界でもいろんなところでそういう考え方になってきているのではないかなというふうに思っています。

また、生理の貧困ということで経済的な理由でクローズアップはされてきているんですけども、貧困対策で捉えると、相談がないから対象者がいない、または1回配布するだけで終わってしまうということになってしまうのではないかなというふうに思うんです。

そうではなくて、やっぱりそれだけではなくて社会全体の認識を変えていくことで、ごく普通のことなんだと、トイレットペーパーと同じものなんだというふうな認識に変えていくことがジェンダー平等の思想にもつながっていくのではないかなというふうに思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）この問題に関しましては、いろいろテレビやマスコミ、それからインターネットあるいはSNS等いろいろ最近拝見することがあるんですけども、

議員おっしゃるとおり、経済的な貧困問題との関連性だけではこの問題は解決できないのではないのかというふうにも思っています。

そして、それ以外に、やはり個人の価値観の問題もあるのではないのかというふうに思います。つまりは何を優先するのか、食事を優先するのか、携帯代を優先するのか、衣服を優先するのか、そういった個人の価値観にもよってくる問題ではないのかというふうに思ったりもしています。

それと併せて、今回、コロナ禍ということで注目を受けているんですけども、もしかするともう以前から、何というんですか、起こっていた、顕在化していた課題であるかもわからないというふうにも思ったりします。

一般的に、その一方で、マスコミ等によりますと、都市部で起こっているような、そういう課題であるとは思いますが、その課題がそのまま地方都市に、橋本市に当てはまるのかというと、またそれも、同じような状況にあるとは言えないのではないかなというふうにも思っています。

今のところ、壇上でもご答弁させていただきましたけれども、本市においてそういうふうなお声は聞いてはいないんですけども、いないということは実態が今のところ分からないと。実態が分からないということはその解決の糸口ということについてもなかなか検討し得るだけの状況ではないというふうなことが言えると思っております。

議員おっしゃったように、いわゆる教育であるとか社会的な認識の変化というのが大事だということですが、そうなってくると、啓発であるとか、あるいは相談体制というところに行くわけなんですけども、ただ、実態が分からない以上、何をどのようにといたしますか、啓発の糸口、あるいは相談、なかなかその辺りが見つけにくいという、そういう状況

でもございますので、まずは実態というのか、そこを把握するというのが今、大事であるかなというふうに思っております。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）ただ、実態ということもそうかもしれないんですけど、見えるところに、困っている方には生理用品がありますということを貼り出すことによって、今までよう声を出さなかった方が、例えば千葉県松戸市の男女共同参画センターゆうまつどというのがあるんですけど、そこの入り口のドアに向かって右側に生理用品の無料配布についての案内版というものを出したそうなんです。

だから、これを出すことによって、これまで声を上げるに至らなかった人が実は生理用品を用意するのも困っているということ、声を上げることができるようになったというふうにも言われています。また、生理用品の入った袋には市の相談窓口の案内も入れて、支援につながるようにしているということです。

だから、ただ声が上がるとを待つだけでは、なかなか声というのは、やっぱり生理のことについて恥ずかしいという思いはまだまだあると思うので、なかなかその辺は難しいのではないかなと思います。

さっきちょっと紹介するのが抜けたんですけども、国際NGOプラン・インターナショナルというところは、この生理の貧困には、生理用品の購入費、また、月経衛生、健康についての教育の欠如、生理にまつわる羞恥心、負のスティグマ、負の烙印、タブーの存在の三つの要素があるというふうになっています。

問題の根本解決のためには教育や社会的な認識の変化が必要だというふうにも指摘されているので、やっぱり生理の問題というのは全体的に意識の変革というものがようになってくるのではないかなというふうに思います。

なかなか一般的に、一般的な公共施設に一足飛びに生理用品を置いていくというのはなかなか難しいかもしれませんが、いろいろな場面で声を出しやすいような環境づくりというのは必要ではないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）この件につきましては、一昨日の5番議員にも健康福祉部長のほうからお答えはさせていただいたんですけども、貧困問題との関連性において、今後、調査、そして検討をしていくというような話もございました。

我々も待っているということだけではなくて、調査を行っていくと、そして、私どももインターネットの政策モニター制度というものもございますので、実態調査ということではないんですけども、市民の声も聞きながら進めていこうというふうにも思っております。

公共施設に生理用品を置いてはどうかというふうなお話でございますけども、私どもの、今年、男女共同参画審議会というのが開かれておるわけでございます。これは男女共同参考計画を策定すると、そのための審議会ということになるんですけども、この審議会においても、こういうような生理の貧困問題に対して、どういうふうに市として、将来的な展望も含めて検討していくかというのを、これに対して意見をいただくというふうには思っております。

いずれにしても、一足飛びに行くような話ではなくて、議員おっしゃったとおり、やっぱり社会の意識の変化というのがなければ、こういう問題というのはなかなか解決に結びつかないし、生理の貧困といいますか、生理用品だけを見てもなかなかこの問題というのはやっぱり解決は難しいと思いますので、やはりちょっと視野を広げて、総合的な視点

でとらまえていく必要があるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）それと、学校のほうに移りたいと思ひます。先ほど答弁もありましたが、保健室に常備しているということです。また、5番議員への答弁では、今まで一応返してねというふうに声かけをしていたけれども、今後は傷バンドと同じように考えていきたいというふうなご答弁がありました。

やっぱり小・中学生の頃はまだまだ、いつ始まるかとか、安定もしてないので急に始まるということはありませんし、そのときに一旦トイレに行って、あっと思ひ、またそれから保健室にもらいに行って、またトイレに行くとなったら、休み時間も足りなくなってしまうし、結局もらいに行くのを我慢するということにもつながってくるんじゃないかなというふうに思ひます。できるだけ小・中学校の女子トイレの個室には設置してもらいたいと思ひます。

例えば、神奈川県大和市では生理用品の学校配布に約37万円の予算がついて、学校のトイレに巾着袋が置かれ、ここにある生理用品は必要なときに使ってくださいというメッセージも貼られているということです。

また、愛知県の東郷町ではこども議会での提案がきっかけで、町内五つの小・中学校の女子トイレの個室に生理用品を常備することになったと。この東郷町の場合、当時小学校6年生の女子児童が提案をしたんですけれども、「SNSのアンケートで日本にも生理用品を買えない人がいることを知りました。生理用品を学校の個室に常備していただければ、こまめに交換でき、心も体も健康になると思ひます。生理の貧困に加えて、生理用品を持ち歩くのが恥ずかしく、夜用をつけたまま学校で1度も交換しない人がいると聞いたこと

も提案理由の一つでした」ということで、提案から2か月足らずで設置が実現したということです。

ここの町長のコメントとしましては、「子ども議員さんの提案を受けまして、私もいろいろと勉強させていただきました。生理だけでなく、生理前症候群の存在、男性の皆さんにも広く知っていただくこと、これが女性支援の第一歩になるのかなと思ひています。子どもたちには安心して大切に使うてもらえばそれで十分うれしいと思ひます」というコメントがあります。

やっぱり小・中学校のトイレへの設置と一般的な設置とはまた意味合いは違ってくると思うんですけども、短い休み時間の中で処理をしようと思ひたら、持っていない場合にそこにあることがやっぱり、何というか、清潔というか衛生的なことにもつながると思ひますし、保健室に置くだけじゃなくて女子トイレの個室にも置いていくことをまたさらに検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）学校の女子トイレの個室にというお話でございます。

まず、小学校におきましては、5番議員の際にもちょっとお答えさせていただいたんですけども、小学校4年生のときに初経指導ということで、保健の授業で、実際、大人に近づいていく体の変化であったり、また、個人差があること、それから、やはり体の中で起こっている変化についての学習というのをしていきます。

そういう中で、やはり、なかなか恥ずかしくて声を上げられないというようなことも含めて、養護教諭をはじめ、先生、教師のほうで学校現場のほうで子ども、女子生徒に伝え

ていくということは非常に大事な事かなと思います。

それから、中学校の場合は1年生、中1の保健体育の授業で、これは男子生徒、女子生徒両方なんですけども、これにつきましても、やはり生殖機能の成熟してのメカニズムや性への向き方といいますか、それから月経のこと等についても学習をしていきます。

そういう際にも今議員がおっしゃるような、やはり個人差があって、いつ起こるか分からないということの中で、そういう、恥ずかしくということではないんだよ、声を上げて保健室に来なさいよというようなことも子どもたちに伝えていく必要があるかなというふうに思っております。

そういう中で、これは今後なんですけども、市の考えというのも踏まえていく必要はあると思うんですけども、現時点ではやはり必要な子どもたちには保健室に取りに来ていただく。それによって、その背景にある何らかの課題があるのであれば、それを保護者やある一定の福祉等の行政機関につないでいくところが、やはり学校の中ではまずは必要なかなと、今現時点ではそのように考えております。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）何というかな、生理の場合に、きっちり処理していなかったらであるとか、量がすごく多いときに、下着を通り越して服にまで達するということがあるんですね。やっぱりそういうことを学校の中で1度でも経験したら、何というかな、生理期間中は学校に行くのをやめたい、行きたくないというふうなことにもつながっていくのではないかなと思うんです。その辺の生徒児童の気持ちというかな、そういうのにもやっぱり配慮していただきたいと思いますというふうに思います。

どの子どもやっぱり保健室に行けるかと思ったら、そういうわけでもないと思うので、そのところはさらに検討課題としていただきたいと思いますんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）議員のおたすですけども、確かに子どもの声を、児童生徒の声をやっぱりよく聞いていくというのは非常に大事な事かなと思います。

養護教諭、また担任、それから、特に生理ということになってきますと女性教諭、各学校におりますので、やはり子どもたちから声をかけてもらいやすい環境づくりというのは学校の中で工夫する必要はあると思います。その点については学校のほうにも伝えていきたいというふうに考えています。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）2番目を終わって3番目に移ります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目3、選挙人名簿の閲覧に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長

（藤岡栄次君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）皆さま、おはようございます。大変ごぶさたぶりでございます。本日はよろしく申し上げます。

選挙人名簿の閲覧についてお答えします。

選挙人名簿の抄本の閲覧は、公職選挙法第28条の2において、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認する場合及び公職の候補者等や政党その他の政治団体が選挙運動を含む政治活動を行う場合、申出に基づき閲覧をさせなければならないと規定されています。

また、同法第28条の3において、統計調査

や世論調査等の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち、政治または選挙に関するものを実施する場合も閲覧させなければならないと規定されています。

本市における選挙人名簿の閲覧の手続きは、橋本市選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱に規定し、閲覧に対する一定の制限をかけています。

実質的に閲覧できないのと同じですとのおたただしですが、当委員会としては、要綱に基づき閲覧事務を実施しており、閲覧できないとの認識ではございません。

選挙人名簿を閲覧させることを通じて、選挙人名簿の登録の正確性の確保及び選挙運動や政治活動を通じた民主政治の健全な発展への寄与が期待されているところです。

また、去る5月27日に本市選挙管理委員会委員長宛てに、「選挙人名簿の閲覧に関する申入れ」という閲覧に関する制限規定の撤廃を求める文書の提出があり、急遽6月1日の選挙管理委員会で報告を行い、今後、閲覧の制限規定の取扱いを検討していくことになっています。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君、再質問ありますか。

11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）閲覧できないとの認識ではないというふうなご答弁で、実質的に閲覧できないのと同じだというふうに私は思っております。

答弁にもありましたように、選挙人名簿の抄本の閲覧は申出に基づいて閲覧をさせなければならないと規定されています。確かに、申出をしたときに拒否はされませんが、この要綱によりますと、1か月に300人からは閲覧できないと。1年で3,600人です。今年6月1日の選挙人名簿登録者数は5万2,857人です。この全ての人を閲覧しようと思ったら、

だいたい176か月、14年以上かかるんです。これでは閲覧できないのと同じなんです。

1年で3,600人でも、1年の間に新たに選挙人になられた方、また、選挙人でなくなった方ってかなりの数があると思うので、もう毎年毎年また最初に繰り返して閲覧しなければならないというのが、今の要綱ではそういうことになってしまいます。この点をどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（小林 弘君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）選挙人名簿の閲覧制度ができたときに、前は縦覧ということでしたおったんですが、法改正があって閲覧という形になりました。

私どもの事務要綱をつくったときは平成26年でございましたですけども、そのときに法律の条項には、特に何人見せろとか、どこで見せろとかというような規定も何もない中で、どういうふうにしていくかというふう決めていった経緯がございます。

それで、26年当時ですけども、世間ではベネッセの個人情報流出事件とかというのがございまして、個人情報の厳格な管理、流出等の防止というような観点からも、選挙人名簿においてもきちんと管理していかなければいけないという中で、かなり、ほかの自治体ではなかなか対象とかは設けていないんですが、本市の事務要綱では設けたというようなところもございます。

3か月ごとに選挙人名簿というのは更新されていくわけでございます。本市においても46の投票区がございまして、投票区ごとにいえば、100人以下の投票区もございまして、もちろん多い、3,000人とかという投票区もございまして。ですので、全て網羅、閲覧をすれば、当然、時間等もかかると思います。私どもも選挙管理委員会の



みの事務ではなく、公平委員会の事務局、固定資産評価審査委員会事務局というような業務を抱えており、全て閲覧のためにできるわけでもございません。

ですので、そのような個人情報の防止とか流出の観点からも、ある程度の制限を設けていくというようなところで、当時、この事務要綱がつけられたというふうに聞いておりますので、現在のところはこの要綱に従って事務をしておるといところでございます。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）先ほど答弁されましたように、公職選挙法では申出があったら閲覧させなければならないとなっているんです。数の制限とかは何も決められておりません。

さっきも言いましたけれども、1年で3,600人しか閲覧できないということは、閲覧させなければならないという規定からいうと、かなり実際には外れています。使えないものになっております。

そのことをちゃんと分かってもらえないと、いくら、選挙管理委員会のほうでこれから検討するということなんですけど、要綱について取扱いを検討していくということなんですけど、そここのところの認識の一致がなかったら検討してもらえないというか、どんな方向になるのかという感じがしてすごく心配です。

確かに、選挙管理委員会の部屋で閲覧しますので、人数とかの制限というか実際に入られる人数が限られてくるという、そこは理解できますけれども、1回に100人であるとか1か月に3回という制限というのは一体どこから来ているのかなと思うぐらいの、本当にもう閲覧するなど言っているかのような要綱になっているというふうに思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）確かに公職選挙法では、閲覧の申出をする時間だけが法では定められております。ですので、閲覧させる対象の人数であるとか閲覧の場所、人数、閲覧の期間等々、何の規定もございません。

選挙管理委員会としましては、選挙人名簿の適正な管理、その他、紛失、流出等のないよう、いろんな制限を加えさせていただいております。人数の制限につきましても、時間的なところもございまして、1日に今の要綱では100人となっております。先ほど議員がお話しされたように、1年間で3,600人しか見れないよというようなことに関しては、そこに関しては私も議員の見解というんですか、そこは理解しておるつもりでございます。

ですので、その点も踏まえまして、本日この議会で質疑応答した内容も踏まえて、選挙管理委員会のほうで委員に慎重に検討していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）選挙管理委員会は3か月に1回しか開かれておりません。また、閲覧するほうからすれば、選挙の前、できるだけ新しい名簿を閲覧したいと考えるのが普通なんです。

次は9月ですから、総選挙に間に合うかどうかというところ辺になってくるんですけども、慎重に検討するではなくて、もう迅速に検討していただきたいという要望を申し上げて、3番目を終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目4、橋本市浄水場1系水処理設備外更新・水道施設維持管理業務に対する答弁を求めます。

水道環境部長。

〔水道環境部長（宮田典和君）登壇〕

○水道環境部長（宮田典和君）橋本市浄水場1系水処理設備外更新・水道施設維持管理業務についてお答えします。

本事業をDBO方式により実施し、橋本市浄水場等更新事業事業者選定委員会にて月島機械株式会社大阪支社を代表とする企業グループが優先交渉権者に決定しました。

優先交渉権者の決定にあたり、設計及び更新工事に関する事項、維持管理に関する事項及び価格の3項目について評価しました。

まず、1項目めの設計及び更新工事業務については、老朽化が著しい浄水場の浄水機能を確保することを目的に、1系水処理施設と取水施設を更新するものです。この項目では、責任体制の明確化、要求される浄水能力の確保策、既存施設運営への影響抑制策、緊急時の対応の妥当性の部分に、設計施工一括の効果、効率性を発揮する工夫について、優先交渉権者の提案が最も優れていると評価しました。また、施工中のリスク想定を十分に行いつつ、それに基づく施工ステップが検討されており、最も安全性が高い提案となっていました。

次に、2項目めの維持管理業務については、更新工事完了後、取水場、橋本市浄水場、配水池及びポンプ場の水道施設を15年間維持管理し、良質な水の安定的かつ継続的な供給を行うための課題対応や機器のメンテナンス等を評価項目としました。運転管理時や故障時における課題対応については、優先交渉権者は現在、夜間休日の運転管理業務の受託者であることから、運転管理における課題を最も熟知しており、その課題対応の提案を評価しました。

災害対応については、災害に強い通信手段等の活用により確実な連絡・招集を可能とした提案となっていること、それらを行うことのできる責任と役割が明確であること、多く

の配置人数を有し安心感があることを評価しました。

また、機器のメンテナンスについては、更新機器の修繕計画が具体的に示されている点や、設備機器に関して、台帳を活用し、機器の状態確認に適した提案がなされていたことを評価しました。

最後に、3項目めの価格については、設計及び更新工事業務と15年間の維持管理業務を合わせた総額では、優先交渉権者が最も低価格でした。

今後の日程については、現在、契約締結に向け交渉を進めています。交渉がまとまると、基本契約、建設工事契約、維持管理契約を締結します。以降、令和5年度末までに、取水場、浄水場の耐震工事、機械電気設備、中央監視設備の更新工事の完成をめざします。その後、令和6年4月から15年間、24時間365日の維持管理業務が始まることとなります。

以上です。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君、再質問ありますか。

11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）ありがとうございます。

今、市のホームページを見ますと、プロポーザルの審査結果についてという1枚と、それと、第1回、第2回の選定委員会の議事録が、私は見つけたところです。

DBOに変わるのも初めてですし、かなり高額な契約とかにもなってきます。その中で、なおかつ、審査結果でいうと、4者あって、そんなに大きな点数に差があるわけではありません。

この辺の、今、どこが優れていたかということはお答えいただいたんですけども、500点満点の内訳であるとか、もっと詳しい内容についても報告はされるのでしょうか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）議員おただしのとおり、現場のほうで鋭意取り組んでおりますけども、近々、詳細、できる限り、当然、企業名等の特定はできませんけども、月島機械以外の、A社、B社、C社という形で詳細は報告させていただける予定でございます。お待ちください。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）それと、交渉がまとまると、基本契約、建設工事契約、維持管理契約を締結するということなんですけど、金額も大きいですし、議会であるとか市民への説明はどのようにされるんでしょうか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）議員おただしのとおり、私もちょっと実は気になったんですけど、実は地方自治法の適用除外が第40条にございまして、公営企業に関しましては、経済性を最も優先し、また、別に報告する機会があるという形でございます。結果、この第40条に規定されているのは、条例または議会の議決によることを要しないと、こういう形でございます。

詳細につきましてまたお問合せいただける、もしくはホームページ等で積極的に公開させていただく予定でございます。また、委員会のほうにも資料として提案、説明させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）そうしますと、市民に対してはホームページか、問合せがあれば答えるという、そういう形ということでしょうか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）当然この値上げにつきましては、水道料金の値上げから、この大きな事業がこれであるという形で進め

ております。

説明会という形ではなかなか難しい、これはご容赦いただきたい。けども、ホームページにこの水道の取組としてきっちり説明させていただいて、大きな金額ですけども、こういう時間をかけて、本当に大変な、発注する側も大変ですし、受ける業者も本当に大変で、4者とも本当に真剣に取り組んでいただいた、そういう経過をできる限り詳細な形で報告したいと思っております。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）念のために、もう一つお聞きします。

優先交渉権者は現在、夜間休日の運転管理業務の受託者であるというふうにご答弁がありました。1番と2番の間は本当に12点ほどしか総合点は差がないんです。

議事録を見ていると、500点満点の内訳なんですけど、財務状況評価が20点、価格評価が80点、設計及び更新工事業務が60点、維持管理業務が280点、価格評価が60点ということで、15年間の維持管理ということで、維持管理業務が500点満点のうち280点を占めているんです。

今までもやっているというところで、念のためにお聞きするんですけども、月島機械株式会社は優遇されたということはありませんでしょうか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）いろいろとお気遣いいただき、ありがとうございます。

私ども水道のほうは4月からセンターも入れ替わっています。それは既存の業者ではなくて、そのときに私どもが求める一番いい業者を、一番、価格も検討した中で入れさせてもらっています。

今回の一般の公募で行きましたけども、価格だけの一発勝負であれば非常に怖かったと。

非常に大きな金額で、本当にしょうもない業者という怒られますけれども、私どもが求めている要求まで達しないところが価格だけで入札されたらたまったもんじゃないと、そういうことを担当のほうも非常に気にかけられておまして、本当に、公表した仕様書もこちらの要求水準は非常に高いものがありますし、また、それと、提案いただいた業者も非常に熱心に答えていただいております。

そういう形で、確かにずっと取り組んでおられる業者というアドバンテージはあったとは思いますが、それ以上に一生懸命、本当にできる限りの内容と金額で応札いただいたと思っております。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）あともう一点、価格について、たまたま優先交渉権者が最も低価格であったと。そのことで、かなり予定よりも少ない金額になったのではないかなと思うんですけども、最終的にその金額で決まった場合に、先ほど部長も言われましたけども、やっぱり水道料金の値上げというのがもう大きな課題であるというか、5年後にはまた見直すとかという話もたしかあったと思うので、そういうところで水道料金の値下げにつながっていくのかなと期待もしたりするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）ありがとうございます。確かに、前回値上げの折には5年後の見直しという形を申し述べ、それで、ご承認をいただきました。

今回、実際のところ6億円近い金額が予定価格よりも、入札差額が出ました。非常にありがたいことです。これをもちまして、すぐに新たなこれを取り組むというものはございません。

今、議員おただしのとおり、値下げという

のはなかなか難しいんですけども、次の料金の見直しときには、こういう原資も手元にあるという形で、また突発的ないろんな工事とかが発生するかもしれませんが、現時点では次の値上げを、この金額も手元にあるということ参考に次の計画を、経営計画をつくっていきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）水道料金についてはずっと、高い、高い、何とかせいということをやっと言い続けてきています。今でもやっぱりまだ高いという声はありますし、できるだけ値下げに向かえるように期待もし、また、DBOはDBOで心配な点はあるんですけども、一番いい形で進めていただけたらと思うのと、それと、やっぱりその都度都度に市民への報告も忘れないようにしてもらいたいということ要望して終わります。

○議長（小林 弘君）11番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）